

改正

平成17年9月22日条例第25号

平成20年12月11日条例第30号

平成30年12月13日条例第29号

五戸町デイサービスセンター条例

(設置)

第1条 在宅のおおむね65歳以上の者及び障がい者であって、身体が虚弱、ねたきり等の状態の者に対し、通所又は訪問により各種のサービスを提供することによって、これらの者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため五戸町デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
五戸町デイサービスセンター	五戸町大字倉石中市字幸神道前15番地4

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入浴サービスに関すること。
- (2) 給食サービスに関すること。
- (3) 生活指導に関すること。
- (4) 日常動作訓練に関すること。
- (5) 養護に関すること。
- (6) 家族介護者教育に関すること。
- (7) 健康相談に関すること。
- (8) 送迎サービスに関すること。
- (9) 訪問業務（給食）に関すること。

(利用時間及び休業日)

第4条 センターの利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、町長は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開業し、若しくは休業することができる。

利用時間	午前7時30分から午後6時30分
休業日	1月1日から1月3日まで

(利用者の範囲)

第5条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者及びその介護者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者
- (2) 介護保険法第32条に規定する要支援者
- (3) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省令告示第197号）で定める基本チェックリストの記入内容が事業対象基準に該当した者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による通所介護又は介護予防・日常生活支援（第1号通所事業）に係る介護扶助に該当する者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条に規定する障害者
- (6) その他町長が必要と認める者

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第7条 センターにおいて各種サービスを受けた者は、町長が別に定める額の利用料を納入しなければならない。

2 町長は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ町長が定める基準により利用料金を減免し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用料金を滞納したとき。
- (2) その他管理上特に支障があると認めるとき。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年五戸町条例第14号）第2条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条に規定する業務
- (2) 第6条に規定する利用の許可に関すること。
- (3) 第8条に規定する利用の制限に関すること。
- (4) センターの施設、設備等の維持管理に関すること。
- (5) その他センターの管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の利用時間等)

第10条 五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの利用時間及び休業日は、第4条の規定にかかわらず、第4条に定める利用時間及び休業日を基準として、あらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた利用時間を変更し、及び同項の規定により定めた休業日に開業し、又は当該休業日以外の日に休業することができる。

(指定管理者に管理を行わせた場合の利用料金の納入等)

第11条 指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合は、センターを利用する者は、第7条の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、町長の承認を受けて利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第25号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月11日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月13日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。